

一般社団法人広島家族信託協会 会員規約

(会員)

第1条 一般社団法人広島家族信託協会（以下、「協会」という。）には、以下の会員を置くものとする。ただし、いずれの会員も、社員総会での議決権を有しない。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

2 会員となろうとする者は、別途定める入退会規程に従い、理事長の承認を受けなければならない。

(正会員)

第2条 次の各号に定める個人・法人を正会員とする。

- (1) 家族信託にかかる専門的知見を身につけるための研修に参加をし、修了した者またはその者の所属する法人
- (2) その他、前号に準ずるものとして理事長が認めた個人・法人

2 正会員は、別に定めるところにより会費を支払うものとする。

(賛助会員)

第3条 当協会の活動に賛同し、寄付等を申し出るなどした個人・法人を賛助会員とする。

2 賛助会員は、別に定めるところにより会費を支払うものとする。

(会員制度の仕組み)

第4条 協会は、正会員に対して以下の(1)ないし(3)のサービスを提供し、賛助会員に対して(3)の情報を提供することとする。

- (1) 家族信託についての相談
- (2) 家族信託の組成及び契約書作成についてのサポート
- (3) 家族信託にかかる情報提供や主催等するセミナーの案内

2 前項に定めるもののほか、会員制度の詳細については、別に理事長が定めるものとする。

(退会・除名)

第5条 会員は、別途定める入退会規程に従い、退会をすることができる。

2 本規約に定める義務を怠り、または他の会員に迷惑をかける行為をした場合には、理事長は、当該会員に改善を求めるとし、当該求めにかかわらず改善がなされないときは除名することができる。なお、除名にあたっては理事会の議決を必要とする。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から実施する。